

## 政令番号171 プロピコナゾール

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成29年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他非農耕地	家庭園芸	
1	北海道			3.9E+4	6.8E+2				39,750.4
2	青森県			5.0E+1	8.6E+1				135.8
3	岩手県			2.5E+1					25.0
4	宮城県			5.0E+1	2.9E+1				78.6
5	秋田県			2.5E+1					25.0
6	山形県			2.5E+1	4.0E+0				29.0
7	福島県			1.8E+2	1.8E+1				193.3
8	茨城県			5.0E+1	6.1E+1				111.2
9	栃木県			5.0E+1	8.0E+1				129.5
10	群馬県			7.5E+1	2.9E+1				103.6
11	埼玉県			2.5E+1	3.3E+1				57.6
12	千葉県			7.5E+1	8.0E+1				154.5
13	東京都				1.4E+1				14.3
14	神奈川県				4.3E+1				42.9
15	新潟県			5.0E+1	1.4E+1				64.3
16	富山県								
17	石川県			1.3E+2	2.9E+1				153.6
18	福井県			1.5E+2					150.0
19	山梨県				1.4E+1				14.3
20	長野県			5.0E+1	3.3E+1				82.6
21	岐阜県			5.0E+1	5.7E+1				107.2
22	静岡県			1.3E+2	3.7E+1				161.6
23	愛知県			2.8E+2	1.0E+2				379.1
24	三重県				5.7E+1				57.2
25	滋賀県			3.5E+2	1.4E+1				364.3
26	京都府			5.0E+1	1.4E+1				64.3
27	大阪府				1.6E+2				157.3
28	兵庫県			7.5E+1	8.6E+1				160.8
29	奈良県				1.4E+1				14.3
30	和歌山県								
31	鳥取県			2.5E+1					25.0
32	島根県			2.5E+1					25.0
33	岡山県				1.4E+1				14.3
34	広島県			2.5E+1	2.9E+1				53.6
35	山口県			5.0E+1	1.4E+1				64.3
36	徳島県				1.4E+1				14.3
37	香川県								
38	愛媛県			2.5E+1	2.9E+1				53.6
39	高知県				1.4E+1				14.3
40	福岡県			2.5E+2	5.7E+1				307.2
41	佐賀県			9.0E+2	1.4E+1				914.3
42	長崎県								
43	熊本県			3.5E+2	1.4E+1				364.3
44	大分県			7.5E+1					75.0
45	宮崎県			2.5E+1					25.0
46	鹿児島県			5.0E+1	2.9E+1				78.6
47	沖縄県			1.0E+2					100.0
	全国			4.3E+4	2.0E+3				44,910.4